ターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）					
（削る）					
一般財団法人日本建築総合試験所（昭和三十九年四月二十四日に財団法人日本建築総合試験所という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第十五条第一号から第八号の二まで及び第十三号から第十四号の二までに掲げる区分	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び福岡県の全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号	平成十一年十月四日
一般財団法人住宅金融普及協会（昭和二十六年五月二十九日に財団法人住宅金融普及協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区関口一丁目二十四番二号関口町ビル	第十五条各号に掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の全域	東京都文京区関口一丁目二十四番二号関口町ビル	平成十二年四月二十五日
ターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	福島県福島市、郡山市及びいわき市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都の区域（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県並びに静岡県静岡市、沼津市、三島市、富士市及び熱海市の全域	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十一年五月十三日
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（昭和四十八年一月五日に財団法人日本建築設備・昇降機センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）					
一般財団法人日本建築総合試験所（昭和三十九年四月二十四日に財団法人日本建築総合試験所という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号及び第十三号から第十四号までに掲げる区分	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び福岡県の全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号	平成十一年十月四日
一般財団法人住宅金融普及協会（昭和二十六年五月二十九日に財団法人住宅金融普及協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の全域	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	平成十二年四月二十五日